

令和 3 年度
旭川市立永山中学校
学校いじめ防止基本方針



永山中いじめ対策委員会

=== 旭川市立永山中学校いじめ防止基本方針 ===

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

「いじめは人として決して許されない行為」である。いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるばかりか生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

また、「いじめは、どの学校でも、どの生徒にも起こりうる」という危機意識を常にもつことが重要である。

そのため、全ての生徒がいじめを絶対に許さず、良好な人間関係のもと、日々の学習や活動に意欲的に取り組むことができるよう、「いじめ防止対策推進法」のほか、「国の基本方針」（最終改定平成29年3月）や「旭川市いじめ防止基本方針（平成31年2月）」等を参考に、このいじめ防止基本方針において、本校としてのいじめの未然防止や根絶の取組を明らかにし、保護者、地域住民と緊密に連携するとともに全教職員が一致協力し「いじめのない楽しい学校づくり」に向け最大限努力する。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめの定義」については、「いじめ防止対策推進法」第2条の規定に基づくとともに、「国の基本方針」を参考に、法の対象となるいじめに該当するか否かの判断をするものとする。

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（法 第2条）

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応することが必要です。

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする観衆の存在、周辺で暗黙の了解を与えている傍観者の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 生徒一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 生徒の発達の段階に応じた、男女平等、子ども、高齢者、障害のある人などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感：1や自己肯定感：2の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

- 1 自己有用感：他者との関係の中で「自分は役に立っている」など、自らの存在を価値あるものと受け止められる感情。
- 2 自己肯定感：「自分はよいところがある」、「自分は〇〇ができる」など、自らを積極的に評価できる感情。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた生徒といじめを行った生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされ

ている疑いがあると認めるとき

アの生命、心身又は財産に重大な被害については、

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などが該当します。

イの相当の期間については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に対応します。

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実情及び令和3年度の目標（指標）

- (1) 「1 いじめの防止等の対策に関する基本理念」を全教職員及び保護者等で共有し、関係機関や地域住民等の協力も得ながら、いじめの根絶に向けた組織的な取組を推進する。
- (2) 校長をリーダーとする、いじめ防止対策推進の中核を担う組織を校内に設置し、いじめの未然防止の取組を推進するとともに、早期発見ならびに発生時には迅速かつ適切に対応できる実効性のある取組を推進する。
- (3) 生徒の心身や財産に重大な被害を与えるような重大ないじめに対しては、設置者や専門機関等の協力を得て、事実解明等を行う緊急の調査組織を設け、被害者救済のための必要な措置を講じる。
- (4) 「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」と回答する生徒の割合を全学年において100%にすることを目標に各種の取組を推進する。

2 生徒が主体となった取組の推進

学校は、いじめの芽はどの生徒にも生じ得ることを踏まえ、全ての生徒を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、生徒同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。

○生徒会を中心に、いじめの問題等について話し合い、自校の実態に応じた、学校いじめ防止基本方針（生徒版）を策定する。

○生活・学習Actサミットで協議された内容等を小・中学校で連携して共有する。

○生徒会を中心とした取組を行う際に、全ての生徒が、いじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図る。

3 学校いじめ対策組織の設置

(1) 学校いじめ対策組織の構成 → 「永山中いじめ対策委員会」の設置

設置の目的

○本校生徒がいじめ（インターネット空間を含む）の加害者や被害者にならないよう、「未然防止」の取組を、意図的・計画的に行い、いじめを生まない土壌を形成する。また、取組が着実に成果を上げているかどうかについて、日常の生徒の行動の様子やアンケート調査などで検証を行い、PDCAサイクルに基づいた取組を推進する。

○どの生徒にとってもいつでもいじめや人間関係の悩みなどについて相談がしやすいよう、信頼関係の構築に努めるとともに相談体制を整備する。また、些細な兆候も見逃さないよう、いじめの疑いも含め、日頃の見守り活動や教師間の情報交換を積極的に行い、早期発見・いじめ事案対処（以下「事案対処」）に努める。

○いじめが発見された場合には、特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応する。また、いじめられた生徒の心身の安全を速やかに確保し、学校に安心して登校できる環境を整える。

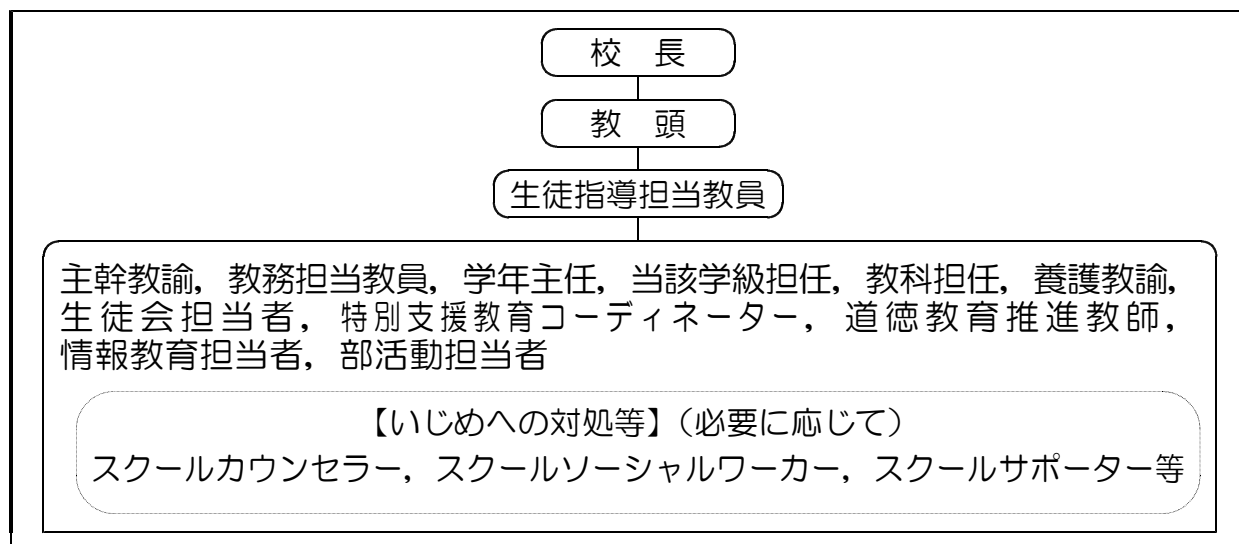
○加害生徒には、再発の防止に向け教育的配慮の下、毅然とした態度で指導をするとともに、当

該保護者との連携を図る。

○いじめが重大な犯罪行為として判断される場合には、関係機関と連携を図る。

対策委員会の構成

○以上の目的を果たすため、以下のメンバーにより対策委員会を構成し、定期的に会議を開くなど、対策委員会が中心となり組織的にいじめ防止対策を推進する。



(2) 学校いじめ対策組織の役割

○対策委員会はいじめ根絶に向け、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) いじめ防止基本方針の策定と公開（見直しを含む）
- (2) いじめ根絶に係る生徒の自治活動の推進
- (3) 生徒の思いやりの心など豊かな心の育成
- (4) 生徒の望ましい人間関係や自己有用感の育成
- (5) 生徒の情報モラルの育成
- (6) ネット・トラブルの対応
- (7) いじめの早期発見・事案対処
- (8) いじめの再発防止
- (9) 関係機関との連携
- (10) 保護者等への適切な情報提供
- (11) いじめの問題及び生徒理解に係る教職員の研修の企画と運営
- (12) いじめ防止対策推進に係る学校評価の推進（防止対策の点検・評価・改善）
- (13) その他、いじめ防止対策推進に関すること

○対策委員会における役割分担は概ね次のようにする

①	・全体統括	教頭・生徒指導部長
②	・いじめ防止のための道徳教育の推進	道徳教育推進担当
③	・誰でもわかる授業、居場所のある授業の推進	教務主任
④	・早期発見のための相談体制の整備	生徒指導部長 各学年代表 特別支援教育担当
⑤	・SNS空間監視係	各学年で交代
⑥	・生徒会での取り組み	生徒会担当
⑦	・いじめ対策会議 1 いじめの事実確認 2 いじめ被害側（生徒・保護者）に対する支援 3 いじめ加害側（生徒・保護者）に対する指導と助言	教頭 生徒指導部長 各学年代表 特別支援教育担当

⑧	調査方針・指導体制の編成	教頭・生徒指導部長
⑨	市教委への報告並びに対応に係る相談	校長・教頭
⑩	関係機関との連絡、調整	校長・教頭
⑪	懲戒・出席停止制度などの運用、マスコミ対応	校長・教頭

4 いじめ防止の取組

(1) いじめについての共通理解

- いじめの態様や特質，原因・背景，具体的な指導上の留意点について，職員会議や校内研修において周知し，教職員全員の共通理解を図る。
- いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに，学校いじめ防止基本方針（生徒版）の作成を支援し，学校いじめ対策組織の存在や取組について，生徒が容易に理解できる取組を進める。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- 教育活動全体を通じた道徳教育の充実，読書活動・体験活動などの推進により生徒の社会性を育む取組を進める。
- 生徒の発達段階や実態に応じた人権教育の充実により，多様性を理解するとともに，自分の存在と他者の存在を等しく認め，互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進める。
- 幅広い社会体験，生活体験の機会を設け，他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養う取組を進める。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- いじめの加害の背景には，人間関係のストレスをはじめ，学習の状況等が関わっていることを踏まえ，授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう，一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努める。
- 教職員の不適切な認識や言動が，生徒を傷つけたり，他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう，指導の在り方に細心の注意を払う。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- 教育活動全体を通じ，生徒が活躍でき，他者の役に立っていると実感することができる機会を全ての生徒に提供し，生徒の自己有用感を高めるよう努める。
- 自己肯定感が高まるよう，困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努める。
- 自己有用感や自己肯定感，社会性などは，発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ，小・中学校間で連携した取組を進める。

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

(1) 未然防止の取組

- ① 日常の生徒の様子の観察と情報交換（→「いじめの発見 観察ポイント」【資料1・3】参照）
- ② いじめに関する一斉学習の実施（学級活動又は道徳の時間）
- ③ 全校集会の実施（生徒会によるいじめ撲滅運動）
- ④ 参観日における道徳の授業公開
- ⑤ 保護者懇談会の開催（いじめ防止基本方針の説明やネットトラブル未然防止について）
- ⑥ いじめの問題に関する校内研修の実施（生徒理解理解研修等）
- ⑦ 「旭川市生徒指導研究協議会」への参加
- ⑧ ボランティア活動の実施
- ⑨ 地域行事への参加（とんでん祭り・白鳥コンサート）
- ⑩ 中1ギャップ解消等のための小中連携の推進（新永地区小中学校連携会議等）

いじめの発見 観察ポイント（教職員用）

【資料1】

- 生徒のささいな変化に気づき、教職員が気付いた情報を確実に共有し、速やかに対応する
- ◆ 日常の生徒とのふれあいを重視
 - ◆ 5W1Hを簡単にメモし、いつでも教職員同士で共有

朝の会・帰りの会	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席・早退が増えた。 <input type="checkbox"/> 顔色、雰囲気などが普段の様子と違う。 <input type="checkbox"/> 表情がさえない、おどおどしている、うつむいていることが多い。 <input type="checkbox"/> イライラして、物にあたる。
授業の開始時	<input type="checkbox"/> 一人遅れて教室に入る。 <input type="checkbox"/> 泣いていたり、泣いた跡がある。 <input type="checkbox"/> 机の上や中が汚される。 <input type="checkbox"/> 机や椅子が乱雑にされる。 <input type="checkbox"/> 周囲が何となくざわつく。 <input type="checkbox"/> 席が替わっている。
授業中	<input type="checkbox"/> 特定の生徒の名前が何度も話題になる。 <input type="checkbox"/> グループ分けや班活動で孤立しがちである。 <input type="checkbox"/> 配付物がきちんと配られない。 <input type="checkbox"/> 発言すると周囲から意味ありげな笑いが起こる。 <input type="checkbox"/> 冷たい視線が注がれる。 <input type="checkbox"/> 教科書やノートに落書きされる。 <input type="checkbox"/> 保健室に頻繁に行こうとする。
休み時間	<input type="checkbox"/> 職員室や保健室に頻繁に行く。 <input type="checkbox"/> 教師の近くに居ることが多い。 <input type="checkbox"/> 特定の生徒を避ける動きが見られる。 <input type="checkbox"/> 一人でぼつんとしている。 <input type="checkbox"/> 特定の生徒を囲むように生徒が集まる。 <input type="checkbox"/> 遊びでいつも苦しい立場に立たされる。 <input type="checkbox"/> 格闘遊びなどでいつも相手をさせられる。 <input type="checkbox"/> 侮蔑の言葉が特定の生徒に対して向けられる。 <input type="checkbox"/> 集団でトイレに行き、なかなか出て来ない。
昼食（給食）時	<input type="checkbox"/> 配膳すると嫌がられる。 <input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらされる。 <input type="checkbox"/> 望まないおかずを多く盛られる。 <input type="checkbox"/> 好きな物を他人に譲られる。 <input type="checkbox"/> グループから外れて一人で食べる。
清掃時	<input type="checkbox"/> 嫌な作業をいつもやらされる。 <input type="checkbox"/> 最後まで一人で作業をやらされる。
放課後（部活動）	<input type="checkbox"/> 急いで一人で帰る。 <input type="checkbox"/> 先生に何か言いたそうにしている。 <input type="checkbox"/> 他の生徒の分まで荷物を持たされる。 <input type="checkbox"/> 部活動の後片付けを一人でやっている。 <input type="checkbox"/> 部活動を休みがちになる。
その他	<input type="checkbox"/> 成績が急に下がる。 <input type="checkbox"/> 服が汚れていたり、不自然な汚れがある。 <input type="checkbox"/> 理由がはっきりしていない打撲傷がある。 <input type="checkbox"/> 日記、作文、絵画、答案等に気になる表現や描写がある。 <input type="checkbox"/> 持ち物に落書きされたり、靴や傘を隠されたりする。 <input type="checkbox"/> 教室の壁や掲示物に落書きされる。 <input type="checkbox"/> 悪口を言われても、愛想笑いをする。 <input type="checkbox"/> 人権を無視したようなあだ名を付けられる。

いじめが発見されにくい原因の一つは、お子様が、保護者に心配をかけたくない、いじめられていることが恥ずかしい、いじめを告白するとさらに状況が悪くなるなどと考え、事実を隠そうとすることにあります。

しかし、いじめられているお子様の言動には、何かしら変化が表れます。普段の様子を丁寧に観察していれば、いじめの兆候を見付けることが可能です。

次の観察ポイントを参考に、少しでも気になることがあれば、担任の先生や学年の先生などに相談しましょう。

第1段階 観察しましょう

- 「行ってきます」「ただいま」などの声に元気がない。
- 兄弟姉妹に乱暴な態度をとる。
- 保護者への反発が強くなる。
- 食欲がない。
- 寝言などでうなされることがある。
- 勉強が身に入っていないように見える。
- 帰宅時に洋服が汚れていたり、破れていたりする。
- 最近、よく物をなくす。
- 学校のことを尋ねると「別に」「普通」などと言い、具体的に答えない。
- メールやブログ等を今まで以上に気にする。
- 友達から呼び出される。
- 頭痛、腹痛を訴え、登校を渋る。
- 学校のノートや教科書を見せたがらない。（*教科書への落書き、破れ）
- 保護者の前で宿題をやろうとしない。（*プリントへの落書き、破れ）
- 学校行事に来ないでほしいと言う。
- 学校からのプリントを見せない。
- 放心状態であることがよくある。
- 何もしていない時間が多い。
- 倦怠感、疲労、意欲の低下が見られる。
- 無理に明るく振る舞っているように見える。

第2段階 いじめられている可能性を疑い、学校に相談しましょう

- 「行ってきます」「ただいま」を言わない。
- 気分の浮き沈みが激しい。
- 兄弟姉妹にあたることが増える。
- 理由もなくイライラする。
- 食欲が無くなり、家族と一緒に食事をしない。
- 成績やテスト結果が急に下がる。
- 制服や衣服の汚れが顕著になる。
- 物がなくなる理由を聞いても「分からない」と反発する。
- 学校のことを詳しく、具体的に聞こうとすると怒る。
- メールやブログ等を見ようとしめない。
- いたずら電話がよくかかってくる。
- ちょっとした音に敏感になる。
- 友人からの電話に「ドキッ」とした様子を見せる。
- 親に聞かれないようにひそひそ電話が多くなる。
- 学校や友達の話題を避けるようになる。
- 持ち物への落書きがある。
- 衣服、制服、靴などを親の知らないところで自分で洗う。
- 原因不明の頭痛、腹痛、吐き気、食欲低下等の身体症状が見られる。
- 登校を渋る。
- 身体を見せたがらない。
- 外に出たがらない。外に出たときに周囲を気にする。

第3段階 学校と連絡を取り合って対応しましょう。

- 急に誰かを罵ったりする。
- かばんの中に悪口が書かれた手紙や紙切れがある。
- 身体に理由のはっきりしない傷跡があり、隠そうとする。
- 身体にマジックによるいたずらがある。
- 急に友達関係が変わる。
- 友達から頻繁に呼び出される。
- 学校と家庭で話す内容に食い違いがある。
- 悪夢を見ているようで夜中に起きることがある。
- 部活動を休むことが多くなり、急にやめると言い出す。
- 学校を転校したいと言い出す。
- 金遣いが荒くなったり、保護者の金を持ち出したりするようになる。
- 以前では考えられないような非行行動が見られる。
- 自傷行為（リストカット等）に及ぶことがある。
- 日記等に自己の存在を否定するような文言が見られる。

(2) 早期発見・事案対処の取組

- ① 相談窓口の紹介（→「主な相談機関」【資料2】参照）
- ② 教育相談の実施
- ③ 三者面談の実施
- ④ 生徒へのアンケート調査の実施
- ⑤ 生徒指導部会、学年会議等の定例開催（情報交換、情報共有）
- ⑥ ふれあい活動の推進（すき間のない指導体制）
- ⑦ ネットパトロールの実施
- ⑧ 関係機関、地域住民等からの情報収集（子どもの心を育てる永山中央地区推進委員会議等）
- ⑨ いじめ対策委員会における対策の検討

主な相談機関

【資料2】

◆旭川市子ども総合相談センター

<電話番号>

代表 0166-26-5500

子どもホットライン 0120-528506

<受付時間>

月・木 8:45~20:00

火・水・金 8:45~17:15

<住所>

〒070-0040 旭川市10条11丁目

◆子どもの人権110番(旭川地方法務局)

<電話番号>

0120-007-110

<受付時間>

月~金 8:30~17:15

<住所>

〒078-8502 旭川市宮前1条3丁目3-15

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<電話番号>

0120-3882-56

<受付時間>

毎日24時間

<住所>

〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館8階

◆少年110番（北海道警察本部）

<電話番号>

0120-677-110

<受付時間>

月~金 8:45~17:30

<住所>

◆本校スクールカウンセラーへの相談

旭川市立永山中学校

木曜日（12：30～16：30）

TEL 46-5315

6 いじめへの対処 ○早期発見・事案対処マニュアル →【資料5】参照

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせる。
- いじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保する。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求める。

(2) いじめを受けた生徒及びその保護者への支援

- いじめを受けた生徒から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝える。
- いじめを受けた生徒の見守りを行うなど、いじめを受けた生徒の安全を確保する。
- 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーター（警察経験者）など外部専門家の協力を得て対応する。

(3) いじめを行った生徒への指導及び保護者への助言

- いじめを行ったとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止する。
- いじめを行った生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行う。
- 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを傍観していた生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深める。

早期発見・事案対処マニュアル 【資料5】

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた生徒や保護者
- 学級担任
- 生徒アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の生徒や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

<いじめの報告>

- 把握者→（学級担任等）→生徒指導担当者→教頭→校長



いじめ対策組織会議の開催



【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織）】

- 事実関係の把握
- いじめ認知の判断
- 指導方針や指導方法の決定
- 対応チームの編成及び役割分担
- 全教職員による共通理解
- SCや関係機関との連携の検討



【教育委員会への報告】

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた生徒及び保護者への支援
- いじめを行った生徒及び保護者への指導・助言
- 周囲の児童・生徒への指導
- スクールカウンセラーの派遣要請
- 関係機関への相談（教育委員会、旭川市子ども総合相談センター、旭川児童相談所、警察等）

	いじめを受けた生徒	いじめを行った生徒	周囲の生徒
学 校	<input type="checkbox"/> 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 <input type="checkbox"/> いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	<input type="checkbox"/> いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させる等、謝罪の気持ちを醸成させる。 <input type="checkbox"/> 不満やストレスを克服する力を身に付けさせる等、いじめに向かうことのないよう支援する。	<input type="checkbox"/> いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 <input type="checkbox"/> 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家 庭	<input type="checkbox"/> 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 <input type="checkbox"/> 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	<input type="checkbox"/> 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 <input type="checkbox"/> 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに継続的な助言を行う。	<input type="checkbox"/> 当該生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意し、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断



【再発防止に向けた取組】

- 原因の詳細な分析**
 - 事実の整理、指導方針の再確認
 - スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用
- 学校体制の改善・充実**
 - 生徒指導体制の点検・改善
 - 教育相談体制の強化
 - 生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施
- 教育内容及び指導方法の改善・充実**
 - 生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の充実
 - 道徳の時間の充実等、生徒の豊かな心を育てる指導の工夫
 - 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組
- 家庭、地域との連携強化**
 - 教育方針等の情報提供や教育活動の積極的な公開
 - 学校評価におけるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
 - 生徒のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成

7 いじめの解消

○いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態は、次の国の基本方針を参考にすること。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当に期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

②被害者生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害者生徒がいじめの行為により、心身の苦痛を感じていないと認められること被害者生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認する。

8 いじめの重大事態への対応

(1) 重大事態の把握

- 重大事故・事案の発生
- 本人及びその保護者からの「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立て（「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」より）
- 教育委員会、警察等関係機関からの通報
- その他
- ※ 重大事態か否かの判断は、法や国の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を参考にすること。

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき(生命心身重大事態)
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(不登校重大事態)

（法第28条）

(2) 重大事態の調査

- いじめ対策委員会の緊急招集、調査の実施
- 事実の整理、校長（リーダー）への報告

(3) 重大事態の報告、通報

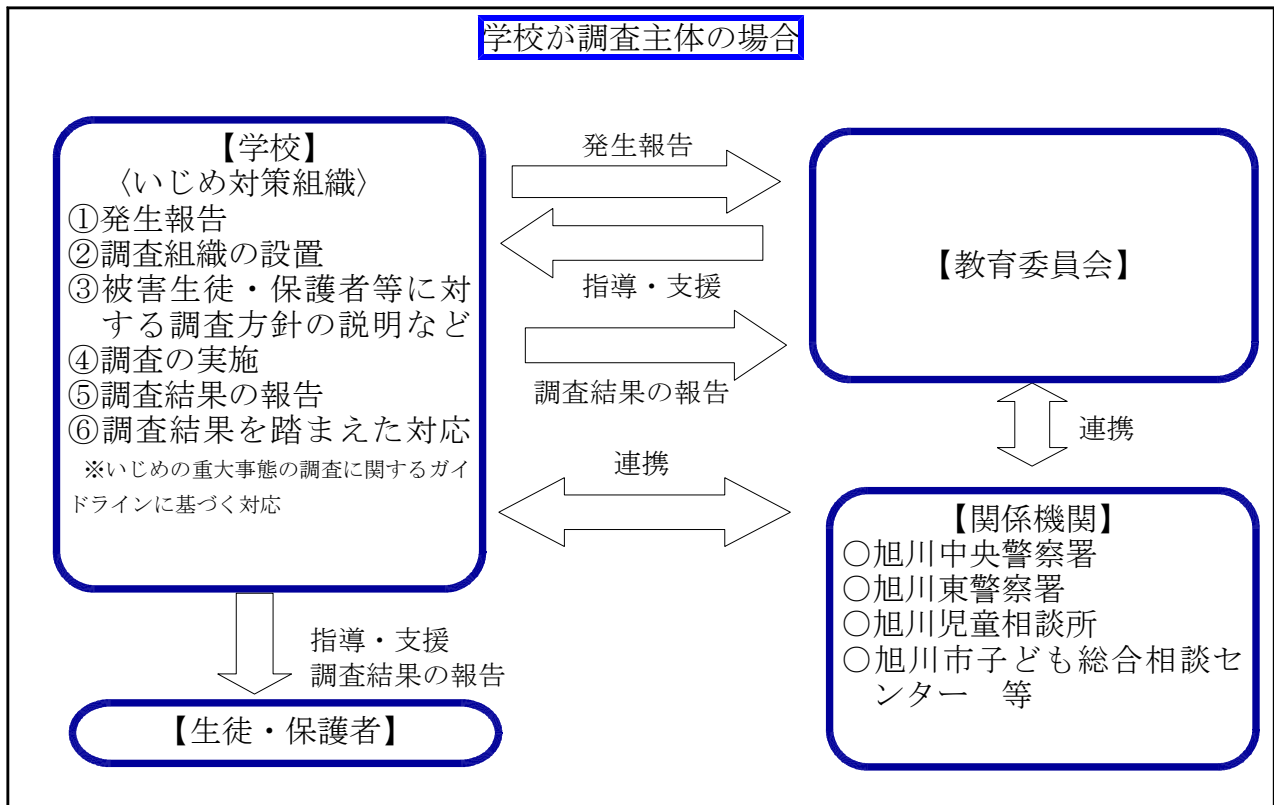
- 教育委員会への報告、早期対応チーム派遣等支援の要請
- 犯罪行為が認められる場合等は、警察への通報、支援の要請

(4) 調査組織の設置（教育委員会の指示により設置）

- 校内調査委員の選定
- 校外の専門家への協力依頼〔いじめ早期対応チーム（教育指導課）、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、スクールサポーター等〕
- 被害生徒・保護者への説明
- 加害者への教育的措置の検討
- 被害者の救済措置の検討
- 調査及び対応結果の教育委員会への報告

(5) 措置の実施

- 教育委員会の指示に基づく措置の実施



9 いじめの防止等に関する機関、保護者等との連携

学校は、関係機関や保護者、地域等と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や生徒の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう努める。
- いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、学校いじめ対策組織に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察経験者）等の外部専門家を加えて対応する。

10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

学校は、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、情報モラル教育の充実と啓発に努めます。

- 日常的、計画的に情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行う。
- 学校ネットパトロールを計画的に実施し、早期発見に努める。
- 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求める。

1 1 学校いじめ防止プログラム

学校いじめ防止プログラム 【資料4】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
教 職 員	<p>○学校いじめ防止対策組織会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導方針 ・指導計画 ・具体的推進内容提案 <p>○参観日、道徳授業公開PTA学年講談会、学校HP等での保護者への防止対策の周知</p> <p>【資料3参照】</p> <p>○第1回教育相談</p> <p>○チャンス相談（通年）</p> <p>○休み時間ふれあい活動（通年）</p>	<p>○学校いじめ防止対策組織会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ・非行防止月間の取組の検討等 <p>○校内研修（生徒理解研修）</p> <p>○いじめ防止対策を盛り込んだ学年経営提示、いじめを生まない授業づくりに向けた取組</p>	<p>○学校いじめ防止対策組織会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回教育相談 ・いじめアンケート提案 ・各学年情報交流 <p>○第1回いじめアンケート実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結果集計、分析 ・個別対応等 <p>○人間関係形成能力を高める活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学年集会等 	<p>○学校いじめ防止対策組織会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1学期の点検・評価 ・2学期の重点検討 ・学校評価 <p>いじめ防止に関する取組の点検</p> <p>○ネット利用マナー指導</p> <p>○参観日PTA学年講談会での保護者へのネット使用に関する啓発</p> <p>○小中連携会議における取組や情報の交流</p>	<p>○学校いじめ防止対策組織会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2学期重点の確認 ・各学年情報交流 <p>○旭川市生徒指導研究協議会への参加</p>	<p>○学校いじめ防止対策組織会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旭川生徒指導研究協議会の内容について ・いじめ・非行防止強調月間の内容検討 ・生徒会によるいじめ撲滅運動の展開(全校集会)
生 徒	<p>○学習及び生活の基礎づくり</p> <p>○いじめ相談窓口の周知</p>	<p>○いじめ防止につながる学級活動や道徳の時間での学習</p> <p>○ネットいじめ撲滅に向けた学習</p>	<p>○生徒アンケート</p> <p>○いじめ・非行防止強化月間</p> <p>○中連生活部6月研修会</p>	<p>○道教委いじめアンケート調査</p> <p>○生活・学習Actサミットへの参加</p>	<p>○いじめ撲滅運動（全校集会）に</p>	<p>○いじめ撲滅運動（全校集会）</p>
家 庭 ・ 地 域	<p>○PTA総会での保護者、地域への協力依頼</p> <p>○家庭訪問</p> <p>○いじめに関わる情報収集（通年）</p>	<p>○PTA役員会(情報交流、収集)</p>	<p>○学校運営協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針の説明 	<p>○参観日での情報交流</p>	<p>○旭川生徒指導研究協議会への保護者の参加呼びかけ</p>	

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教 職 員	<p>○学校いじめ防止対策推進会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2回教育相談, いじめアンケート提案 ・各学年情報交流 ・人間関係形成能力を高める活動の推進 <p>○校区小学校との連携</p>	<p>○学校いじめ防止対策推進会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2回教育相談いじめアンケート実施 ・アンケート集計結果分析 ・個別対応等 ・学校評価 <p>いじめ防止に関する取組の点検</p> <p>○第2回教育相談</p> <p>○道教委いじめ問題への取組状況調査③</p>	<p>○学校いじめ防止対策推進会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SNS利用マナー指導 ・PTA学年講演会での保護者へのSNS使用における啓発 <p>○市教委いじめに関する実態調査②</p>	<p>○学校いじめ防止対策推進会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3学期重点の確認 ・各学年情報交流 ・いじめ防止に向けた学級 ・学年経営, 授業づくりについて 	<p>○学校いじめ防止対策推進会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回いじめアンケート提案 ・人間関係形成能力を高める活動の推進 	<p>○学校いじめ防止対策推進会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度末反省 ・学校評価結果を踏まえた基本方針の見直し ・新年度防止プログラム作成 ・各学年情報交流 <p>○市教委いじめに関する実態調査③</p>
生 徒	<p>○いじめ・非行防止強調月間</p> <p>○校区小学校と連携した活動</p>	<p>○道教委いじめアンケート調査</p> <p>○生徒アンケート</p> <p>○教育相談</p>	<p>○中連生活部12月研修会</p>	<p>○生徒会主体のいじめ防止に係る取組の推進</p>		
家 庭 ・ 地 域	<p>○学校だより, HP</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中連携の取組の周知 	<p>○PTA教養部教育講演会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子そだてに関する講話等の実施 	<p>○参観日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道徳の授業公開 <p>○学校だより, HP</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2学期の取組状況 	<p>○学校運営協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間の取組状況の施説明 ・次年度に向けた協議 	<p>○学校関係者評価の実施</p>	<p>○学校だより, HP</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3学期ならびに年間の取組の公表